

自動車税減免申請の出張窓口開設

茨城県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障がい者の方ご本人又は障がい者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、申請することにより、自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度を設けています。

減免申請は、管轄の県税事務所（潮来市は行方県税事務所）で年間を通じて受け付けていますが、以下の日程で減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

必要な書類等、詳細についてはお問合せください。

○出張窓口開設期日等

期 日	会 場	開設時間
2月28日(金)	かすみ保健福祉センター 1階 健康相談コーナー (島須777)	午前10時から正午まで
3月13日(金)	中央公民館 1階 ロビー (日の出3-11)	午前10時から正午まで

- ・新車、中古車新規登録に係る減免や自動車税（環境性能割）の減免については、登録日から30日以内に水戸又は土浦県税事務所自動車税分室でお願いします。



【お問合せ】 行方県税事務所 収税課 ☎72-0482

茨城県総務部税務課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.htm1>